

特定非営利活動法人 中野こども空間定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人中野こども空間という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中野区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもの権利条約を具体化する立場から地域活動における子育て支援事業を行い、青少年の健全育成を図る活動を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前項の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。
- (4) 人権の擁護及び、平和の推進を図る活動。
- (5) 環境の保全を図る活動。
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 児童館の休日開放事業。
- (2) 公共施設等の青少年施設としての有効利用事業。
- (3) 子育て支援のためのネットワークづくり。
- (4) 生涯教育を進める研修事業。
- (5) 子ども会等地域の育成団体の支援事業。
- (6) 子どもを取り巻く環境整備のための運動。
- (7) 保育所をつくる。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と言う。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。
ただし、議決権を持たない。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書より、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、そのものが正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第1項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受けたとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名された場合。

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、総会の議会により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事8～10人。

(2) 監事1～2人。

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることがない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の事務執行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期後)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は、現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補

充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に該当役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更。

(2) 解散及び合併。

(3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬。

(4) 事業計画、及び収支予算。

(5) 事業報告、及び収支決算。

(6) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、

書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次に事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催と招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事総数の3分の1以上からの書面による理事会招集の請求があった場合には、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも15日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第33条 理事会における議決事項は、第33条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第5章 資産

(構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費。

(2) 寄付金品。

(3) その他の収入。

(区分)

第36条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第37条 この法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事会が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第39条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
- (3) 正会員の欠亡。
- (4) 合併。
- (5) 破産。
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(精算人の選定)

第45条 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。ただし、合併による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産の譲渡先は、理事会で決議する。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人揭示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第49条 この定款の施行のついて必要な細則は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にもかかわらず、この法人の成立の日から2000年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にもかかわらず、この法人の成立の日から2000

年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

 入会金 500円

 年会費 1000円

(2) 賛助会員

 一口 5000円